国立大学法人和歌山大学調達物品機種選定委員会要項

制 定 昭和59年11月27日 最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学において調達する教育・研究用機器等及び事務用機器等の機種選定については、この規程の定めるところによりその都度機種選定委員会(以下「委員会」という。)を設け物品調達の適正化を図るものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予定される価格が1件500万円以上のものを対象として、原則として 2種以上の機種選定を行い、機種選定理由書(別紙様式1)により物品を購入する学部等、 基幹、機構、附属機関及び事務局(以下、「部局」という。)の長に答申し、契約担当役に提 出する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員をもつて構成する。

(委嘱)

第4条 委員は、別紙様式2により、当該部局長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(事務処理)

第6条 委員会に関する事務は、予算配当部局において処理する。

附則

この規程は、昭和59年11月27日から施行する。

附 則(平成元年3月3日一部改正)

この改正規程は、平成元年3月3日から施行する。

附 則(平成元年7月7日一部改正)

この改正規程は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日一部改正)

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年9月22日一部改正)

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成9年6月5日一部改正)

この改正規程は、平成9年6月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年4月1日一部改正)

この改正規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平成11年4月1日一部改正)

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月21日一部改正)

この改正規程は、平成12年4月21日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年3月30日一部改正)

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月21日一部改正)

調達物品機種選定委員会要項

- この改正規程は、平成15年4月21日から施行し、平成15年4月1日から適用する。 附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第133号)
- この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第412号)

この改正要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月10日一部改正:法人和歌山大学規程第521号)

この改正要項は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。 附 則(平成19年6月1日一部改正:法人和歌山大学規程第643号)

この改正要項は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年11月1日一部改正:法人和歌山大学規程第693号)

この改正要項は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。 附 則(平成20年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第772号)

この改正要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1069号) この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第1285号) この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第1506号) この改正要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1794号) この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日一部改正:法人和歌山大学規程第2152号) この改正要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2569号) この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表

機器別	対象金額	委員数	委員の構成組織
教育・研	500 万円以上	3名以上	(イ) 当該物品を使用することが予定され
究用機器	1,000 万円未		ている者1名以上
等	満		(ロ) 予算配当部局の事務を所掌する課
			長、参事役又は副課長、学務課各学部
			分室長、専門員
			(ハ) 上記以外の者で当該物品について専
			門的な知識を有すると認められる者
			上記(イ、ロ)又は(イ、ロ、ハ)で構成
	1,000 万円以	4名以上	同上
	上		
事務用機	500 万円以上	3名以上	(イ) 当該物品を主として使用する部課
器等	1,000 万円未		等の長又は使用責任者1名以上
	満		(ロ) 予算配当部局の事務を所掌する課
			長、参事役又は副課長、学務課各学
			部分室長、専門員
			(ハ) 上記以外の者で当該物品について
			専門的な知識を有すると認められる
			者
			上記(イ、ロ)又は(イ、ロ、ハ)で構成
	1,000 万円以	4名以上	同上
	上		

調達物品機種選定委員会要項

別紙様式1

機種選定理由書

年 月 日

部局長

機種選定委員会 委員長

- 1 品目
- 2 規格等
- 3 数量
- 4 メーカー名
- 5 選定理由(記入例)
 - (1) 使用場所及び使用目的
 - (2) 品質、性能、特許等について他社又は他製品との比較

別紙様式2

機種選定委員委嘱簿

年 月 日

部局長	部局長課長		係長	起案者

委嘱事項

					確認印	
声						
官職・氏名					-	
右記の事項の	品名					
機種選定委員 を委嘱する						
						の機種選定
委嘱年月日		年	月	日		
備考						
備考						